

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○ 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○ 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第七十四号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 タンカー 油賠法第二条第九号に規定するタンカーをいう。
- 二 特定タンカー イラン産原油を含む原油の我が国への輸送の用に供するタンカー（我が国においてのみ原油の取卸しをするものに限る。）をいう。
- 三 タンカー所有者 油賠法第二条第十一号に規定するタンカー所有者をいう。
- 四 特定タンカー所有者 特定タンカーのタンカー所有者（特定タンカーの船舶賃借人その他の国土交通省令で定める者であつて、特定タンカーのタンカー所有者と共同で特定損害保険契約の被保険者となっているものを含む。）をいう。
- 五 特定運航 特定タンカーがイラン産原油を積み込むためにイランに向けて運航を開始する時から当該特定タンカーに積み込んだイラン産原油を含む原油の取卸しを完了する時までの間における特定タンカーの運航をいう。
- 六 タンカー油濁損害 油賠法第二条第十四号に規定するタンカー油濁損害をいう。
- 七 特定損害 次に掲げる損害又は費用をいう。
  - イ 特定運航に伴つて生ずるタンカー油濁損害（特定費用に該当するものを除く。）
  - ロ 特定運航に伴つて生ずる損害又は費用であつて、イに掲げるもの以外のもの（特定費用に該当するものを除く。次条第二項第三号において「非油濁損害」という。）
- 八 特定費用 特定運航に伴つて生ずる費用で特定タンカー所有者が負担しなければならないものをいう。
- 九 特定損害等 特定損害及び特定費用をいう。
- 十 特定損害保険契約 特定タンカーごとに締結される、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責任を負う場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合においてその賠償の義務の履行又は費用の支払により当該特定タンカー所有者に生ずる損害（以下「特定タンカー所有者損害」という。）を填補する保険契約であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。
  - イ 保険金額が、当該保険契約について再保険の引受けが行われないことによる保険者の保険金の支払能力を勘案して政令で定める金額以上のものであること。
  - ロ 二千トンを超えるばら積みの原油の輸送の用に供する特定タンカーについて締結されるものにあつては、油賠法第十四条第一項、第二項及び第四項の規定に適合するものであること。
- ハ 総トン数が千トンを超える特定タンカー（その航行に際し油賠法第二条第七号に規定する燃料油等を用いることを要しないものを除く。）について締結されるものにあつては、油賠法第四十二条第一項、第二項及び第四項の規定に適合するものであること。
- ニ 総トン数が三百トン以上の特定タンカーについて締結されるものにあつては、油賠法第五十条第一項、第二項及び第四項の規定に適合するものであること。

十一 特定賠償義務履行担保契約 特定損害保険契約の保険者（以下「特定保険者」という。）がその被保険者である特定タンカー所有者との間で特定タンカーごとに締結する契約であつて、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責任を負う場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合において特定損害等（当該特定損害保険契約により填補される特定タンカー所有者損害に係るものを除く。）についてその賠償の義務の履行及び費用の支払を担保するもの（次に掲げる要件を満たすものに限り。）をいう。

イ 賠償の義務の履行及び費用の支払が担保されている特定損害等の種類が、当該特定損害保険契約において填補することができることとされている特定タンカー所有者損害に係る特定損害等の種類と同一のものであること。

ロ 賠償の義務の履行及び費用の支払が担保されている特定損害等の金額が、タンカーに係る保険契約の保険金額の国際的な水準を勘案して政令で定める金額から当該特定損害保険契約の保険金額を控除した金額（以下「担保上限金額」という。）を超えないものであること。

ハ 二千トンを超えるばら積みの原油の輸送の用に供する特定タンカーについて締結されるものにあつては、当該特定損害保険契約と併せて油賠法第十四条の規定に適合するものであること。

ニ 総トン数が千トンを超える特定タンカー（その航行に際し油賠法第二条第七号に規定する燃料油等を用いることを要しないものを除く。）について締結されるものにあつては、当該特定損害保険契約と併せて油賠法第四十二条の規定に適合するものであること。

ホ 総トン数が三百トン以上の特定タンカーについて締結されるものにあつては、当該特定損害保険契約と併せて油賠法第五十条の規定に適合するものであること。

ヘ 手数料その他これに類する名目で特定タンカー所有者が特定保険者に支払う金銭の額が、当該契約の締結及び履行のために要する費用の額に相当する金額を超えないものであること。

十二 総トン数 油賠法第七条に規定する総トン数をいう。

（納付金）

第五条 納付金の金額は、一年当たり、タンカーに係る保険契約の保険料の金額の国際的な水準を勘案して政令で定める金額とする。

○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第百七十四号）（抄）

（担保上限金額の算定の基礎となる金額）

第二条 法第二条第十一号ロの政令で定める金額は、九千二百九十億六千四百四十五万二千円とする。

（納付金の金額）

第三条 法第五条の政令で定める金額は、千四百万円とする。